

『動物愛護法入門 人と動物の共生する社会の実現へ』

東京弁護士会公書・環境特別委員会 編 民事法研究会 2,000円(本体)

動物たちの幸せを願って

会員 大川 秀史 (50期)



1 昨今は空前の猫ブームと言われ、「アニマルセラピー」も認知されてきた。岩合光昭さんの「世界ネコ歩き」に心癒されている方も多いのではと思われる。瀬戸内海には、「猫島」や「ウサギ島」もあるという。また、危機に瀕したペットを保護し、その引き取り手を懸命に探す支援団体の活動にも脚光があたるようになったのも嬉しい。

一方、着実に減少しつつあるとはいえ、犬猫の殺処分数は2014年でおお10万頭を超える。飼い主側の事情による多頭飼育崩壊や動物の虐待死、ペット業者による遺棄等、心痛な報道もなお絶えない。

2 本書は、当会公書・環境特別委員会動物部会に所属する10会員が執筆されたものである。2012年に改正された動物愛護法を解説したもので、この分野の関係者や法律家にとって極めて有用である。本書は、第1章「ペットの殺処分をめぐる状況と動物愛護法」、第2章「動物愛護法の解説」、第3章「動物愛護法の課題」から成り、巻末資料として、同法の改正点解説や最新の条文が付されている。

中でも、第2章Ⅲ「飼い主」、同Ⅳ5「犬猫の引取り」、第3章Ⅱ「飼い主のいない猫の繁殖制限—地域猫活動」、同Ⅲ「不妊去勢の義務化」等は、初心者であっても日常の経験に照らして具体的に理解しやすい内容である。

また2012年法改正骨子として、法の目的に「動物との共生」等を付加したこと、犬猫等販売業者に対する各種の義務付け、行政が犬猫の所有者から引取りを求められた際に拒否しうる事由が創設されたこと等も紹介されている。

3 本書には、コラム8つとオピニオン7つも盛り込まれている。コラム2「ペットに関するその他の法令」や同6「飼い主の責任」などは、一般民事相談を行う上で必須の知識である。飼い主は民法所定の動物占有者責任を負うのみならず、刑事罰が科せられたケースもあるという。また同7「東京都の災害時対策推進計画」では、災害時の動物救援制度を概説している。東日本大震災後に放置されたペットや家畜、そしてその救済のため懸命に街頭募金活動をしている方々のことが思い出される。

対するオピニオンでは、業界団体役員や獣医師ら、市民や行政とは立場を異にする方々が、それぞれ抱えている問題を明らかにしつつ、克服する取り組みを紹介している。例えば全国ペット協会では、殺処分を減少させるため「家庭動物管理士」という認定資格者が飼い主に啓発を行い、業界会員に対する研修も実施しているという。また獣医師は、野良猫の不妊手術を環境問題の一つと位置付け、その費用を住民税の中に組み込むことを提言している。

4 当職がペットに関心をもつことになったのは、外国人弁護や人道支援のため、フィリピンやミャンマーに滞在して以来である。大半の世帯が犬猫を飼い、その頭数の多さにも驚いた。その一方でペットに噛まれて病院へ搬送される者も後を絶たず、飼い主たちもスキンシップは控え目とし、放任するのが主のように感じられた。

本書が詳説した改正動物愛護法を念頭に、是非、殺処分反対の取り組みに参加させて戴きたいと考えている。